

大学等における修学の支援に関する法律に基づく適格認定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大学等における修学の支援に関する法律および関連する政令及び省令（以下、「法」という）に基づき、授業料減免及び給付奨学金（以下、「支援」という）の対象に認定された学生（以下、「受給者」という）の支援継続の判定（以下、適格認定という）についての基準を定める。

(適格認定)

第2条 受給者に対する支援継続の可否を判定するために、毎年度、適格認定を行う。

2 適格認定は、日本学生支援機構（以下、「機構」という）の定める基準により行う。

3 適格認定の結果は、学生委員会の議により決定し、法の定める報告を行う。

4 適格認定の結果、授業料減免については本学が、給付奨学金については機構が支援の継続可否を決定し、受給者に通知する。

(警告)

第3条 適格認定の結果、次の各号のいずれかに該当した場合に、受給者に対して警告を行う。ただし、災害、傷病、その他やむを得ない事由がある場合を除く。

(1) 当該年度までの総修得単位数が標準修得単位数の7割以下の場合

(2) 当該年度の成績が所属学科の当該学年の下位4分の1に位置する場合

(3) 学修意欲が低いと本学が判断した場合

(停止)

第4条 適格認定の結果、連続して警告を受けた（2回目の警告区分が第3条第1項第2号のみに該当する場合に限る）場合に、受給者の支援を1年間停止する。

(廃止)

第5条 適格認定の結果、次の各号のいずれかに該当した場合に、受給者の支援を廃止する。ただし、災害、傷病、その他やむを得ない事由がある場合を除く。

(1) 修業年限で卒業できないことが確定した場合

(2) 当該年度までの総修得単位数が標準修得単位数の6割以下の場合

(3) 学修意欲が著しく低いと本学が判断した場合

(4) 連続して警告を受けた場合（停止の区分に該当する場合を除く）

(標準修得単位)

第6条 第3条第1項第1号及び第5条第1項第2号に定める標準修得単位数ならびに警告及び廃止については、別表の基準のとおりとする。

(下位4分の1)

第7条 第3条第1項第2号に定める下位4分の1は、次の各号に定めるところにより作成されるA表及びB表からなる成績順位表による。

(1) A表 標準修得単位数を取得している者について、GPAの高い者から順に並べたもの

(2) B表 標準修得単位数を取得していない者について、修得単位数の多い者ごとに、GPAの高い者から順に並べたもの

(3) 成績順位表 A表に続けてB表を並べたもの

2 前項のG P Aの計算は、全ての履修科目を対象とする。

(認定の取り消し及び懲戒処分による停止)

第8条 受給者が次の各号に該当する場合、認定を取り消すとともに、既に減免を行った授業料を徴収することがある。

(1) 当該年度までの総修得単位数が標準修得単位数の1割以下であって、やむを得ない事由が認められない場合。

(2) 退学または停学(3か月以上の期間のもの)の懲戒処分を受けた場合

2 3か月未満の停学または戒告の懲戒処分を受けた場合には、その期間(1か月未満の停学及び戒告の場合は1か月間)の支援を停止するとともに、停止期間の授業料を徴収する。

3 認定の取り消しまたは停止した際の授業料の徴収方法は別途定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、学生委員会が行う。

附則

この規程は、2020年4月1日より施行する。

この規程は、2025年5月1日より施行する。

別表

学部	入学年度	卒業要件単位	基準	1年次終了時	2年次終了時	3年次終了時
教育学部	2020年度以降	124	標準修得単位	31	62	93
			警告	21	43	65
			廃止	18	37	55
人間科学部	2017年度以降	124	標準修得単位	31	62	93
			警告	21	43	65
			廃止	18	37	55
情報学部	2017年度以降	124	標準修得単位	31	62	93
			警告	21	43	65
			廃止	18	37	55
文学部	2017年度以降	128	標準修得単位	32	64	96
			警告	22	44	67
			廃止	19	38	57
国際学部	2017年度以降	124	標準修得単位	31	62	93
			警告	21	43	65
			廃止	18	37	55

健康栄養学部	2017 年度以降	1 3 0	標準修得単位	3 3	6 5	9 8
			警告	2 3	4 5	6 8
			廃止	1 9	3 9	5 8
経営学部	2017 年度以降	1 2 4	標準修得単位	3 1	6 2	9 3
			警告	2 1	4 3	6 5
			廃止	1 8	3 7	5 5

※警告、廃止は表に記載の単位数以下の場合を対象とする。

※休学期間がある場合または年度の途中で適格認定を行う場合の標準修得単位数は、法の定めにより別途算出する。

※本規程に定める標準修得単位数は、全国入試特待生の標準修得単位数とは異なる。